

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

＜陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン＞

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



労働災害防止のためのポイント

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

墜落・転落による労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する
- ・あおりを立てる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保*を実行する
（*手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保しておくこと）

墜落・転落による労働災害の防止対策（前ページからの続き）

○墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

○自社内の施設・設備への安全带取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

○定期自主検査の実施

○作業計画の作成

○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行う
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全带の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

○通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

クレーン等による労働災害の防止対策

- クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認
つり上げ荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。
- 定期自主検査の実施
- クレーン等の定格荷重を超えて使用させない
- 移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知
- 移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正
- 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る（コンベヤーをまたがない）
 - ・コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直す
 - ・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う
- 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置（自社内）
- 駆動ローラとフレーム、またベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設置（自社内）
- コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設置（自社内）

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
 - ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
 - ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
 - ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
 - ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
 - ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
 - ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
 - ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策（前ページからの続き）

- ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する
- ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓
- 床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）

転倒による労働災害の防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する
 - ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす（自社内）
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）
- 台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

腰痛防止対策

- 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行わせる事業者の実施事項
 - ・リスクの評価（見積り）（車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用）
 - ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施（運転座席の改善、車両運転の時間管理、荷物の積み卸し作業における自動化・省力化等）
 - ・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・荷役作業を行う前に準備運動を行う
 - ・特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、小休止・休息及びストレッチを行った後に作業を行う
 - ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
 - ・重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す
 - ・重量の重い荷を人力で取り扱う場合は、2人以上の身長差の少ない作業員で行う
 - ・できるだけ台車等を使用する
- 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善

その他の労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら進行
- ・あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない

○パレットの破損状況の確認

崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

- 荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育（荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育）
- 労働安全衛生法に基づく資格等の取得（さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得）
- 作業指揮者等に対する教育
- 日常の教育（危険予知訓練等）

陸運事業者と荷主等との連絡調整

○荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

陸運事業者と荷主等との連絡調整（前ページからの続き）

- 荷役作業の有無の事前確認（再掲）
- 荷主等との安全衛生協議組織の設置（再掲）

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化に配慮してください。

陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、請け負わせる事業場との協議組織を設置・運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行ってください。



【参考】 荷主等が実施すべき労働災害防止のポイント

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名すること。
この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせること。

○陸運事業者との安全衛生協議組織の設置

反復・定期的な荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置すること。
安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業場所の巡視等を行うこと。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の陸運事業者への事前通知（「安全作業連絡書（例）」参照）

○余裕を持った着時刻の設定

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については、余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

○荷役場所を安全に作業が行えるように改善

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持すること。

墜落・転落による労働災害の防止対策

墜落・転落防止のための施設等を用意

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットフォーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- 通路の死角部分へミラー等を設置
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分

クレーン等による労働災害の防止対策

移動式クレーンの設置場所に注意

陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知してください。移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合は、できるだけ補正しておくほか、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

コンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置

ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

○移動経路の整理整頓

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓すること。

○床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

転倒、腰痛、その他による労働災害の防止対策

○荷役作業場所の整理整頓

○荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置、床面の防滑化

○台車等の用意（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

○できるだけ機械・道具を使った荷役作業にする

○荷姿、荷の重量等について、作業者の負担を軽減するよう配慮

○陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者が作業を補助するようにする

○パレットの損壊による崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するため、パレットの破損状況を確認

荷役作業の安全衛生教育の実施

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

○荷役機械等に関する安全衛生教育を実施

荷主等の労働者が運転するフォークリフト等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフト等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

陸運事業者と荷主等の連絡調整

○荷役作業等の付帯業務について、書面契約の締結を推進

運送契約時に荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

○配送先における荷卸しの役割分担について明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっている。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

(参 考)

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

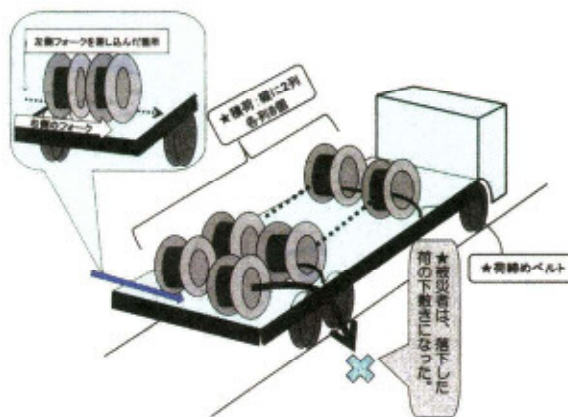
この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック・ミナル 3. そ の 他 ()		
積 荷	品 名				
	危険・有害性	有・無 ()			
	数 量				
	総 重 量	kg (kg/個)			
	積 付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ()			
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役 機 械	有・無 1. フォークリフト 2. そ の 他 ()		作 業	使用荷役 機 械
免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		免 許 資 格 等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	

荷役災害事例の紹介

【事例1】トラック荷台からフォークリフトで荷の取卸し作業中、落下した荷の下敷きとなった

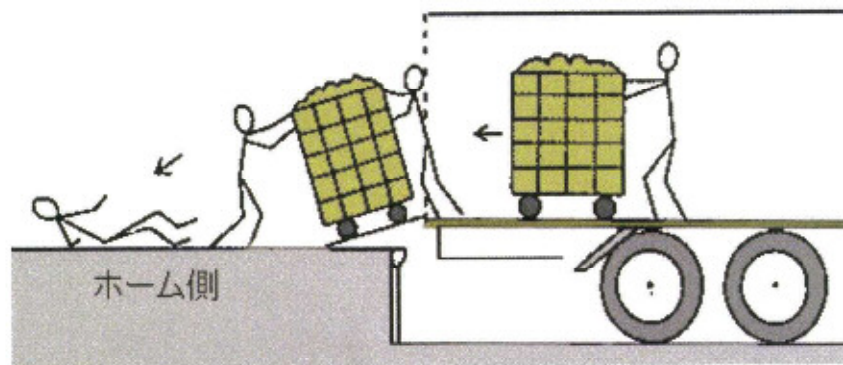
- 1 事業の種類：陸上貨物運送業（労働者数40人）
- 2 被災者：トラック運転者 男性40歳代 経験15年（死亡）
- 3 災害発生状況
 - ① 午後、被災者（トラック運転者）は、大型トラックに荷（ドラム：1個の重量約850kg×16個）を積んで、荷主会社の協力会社に到着した。
 - ② 荷の取卸しは、荷卸し先である協力会社の作業員がフォークリフトを用いて行うことになった。
 - ③ 被災者は、荷台最後部付近に積載された荷の荷締めベルトを解いた。次いで隣接する荷の荷締めベルトを外すため、荷台右側の地上にいた。
 - ④ 一方、荷降ろし先のフォークリフト運転者は、トラック荷台左側の最後部付近でフォークリフトを荷台に向かって直角に停止させた。
 - ⑤ そこで、最後部に積載されている2個の荷を、一度に取り卸すこととした。
 - ⑥ 荷台上の荷と荷台との間隙に左右のフォークを根もとまでいっばいに差し込んだ。
 - ⑦ 続いて、荷を持ち上げたところ、奥（リフト運転席から見て、遠い位置にある）の荷が不安定であったため、フォークから外れて地面に落下した。
 - ⑧ その際、荷台の右側で荷締めベルトを外していた被災者が、とっさに支えようとしたが、その重量（約850kg）から支えきれず荷の下敷きとなった。
- 4 災害発生原因と問題点
 - (1) フォーク上の荷が不安定な状態にあったのに持ち上げたこと。
 - (2) フォークリフト（車両系荷役運搬機械等）を用いて作業を行うに当たり、あらかじめ作業計画が作成されていなかったこと。また、当該作業の指揮者が定められていなかったこと。
 - (3) 一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車から卸す作業を行うに当たり、当該作業を指揮する者が定められていなかったこと。
 - (4) フォークリフトの荷に接触することによる危険が生ずるおそれのある個所に労働者を立ち入らせたこと。
 - (5) 取り扱う荷の危険性、荷役作業方法における危険性について、陸運事業者と荷卸し先事業場との間での事前の情報提供及び検討が行われていなかったこと。
- 5 再発防止対策
 - (1) 荷役作業を行う関係者間で、事前に「積卸し作業確認書」又は「安全作業連絡書」を活用し、荷役作業の安全を確保する。
 - (2) フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械等を用いて作業をする場合には、あらかじめ作業計画を作成する。
 - (3) 関係する作業指揮者等を事前に選任し、同作業指揮者に作業を指揮させる。
 - (4) フォークで荷を持ち上げる際は、荷の重心位置等を確認するなど、その安定に細心の注意を注ぐ。
 - (5) フォークリフト等又はその荷に接触することによる危険を防止するための措置を講ずる。



（陸災防機関紙「陸運と安全衛生」より）

【事例2】 ロールボックスパレットを取卸し作業中転倒

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業（事業場規模30～99人）
- 2 被災者：荷役作業者（休業）
- 3 災害発生状況
 - ① 被災者Aは、トラックターミナルの高床ホームに縦つけされた11トントラックに積まれたロールボックスパレットを取卸す作業を行っていた。
 - ② 通常発着する4トントラックの場合は、高床ホームの高さとトラック荷台の高さ（約1,080mm）が大体同じでほとんど段差がなかったが、事故発生時は、11トントラックであったため、荷台が高く（1,450mm）、ホームと荷台の間に渡した鉄板製の渡り板は20°程度の急坂になっていた。
 - ③ 取り卸し作業は、11トントラックの運転者Bとで行った。被災者Aがロールボックスパレットの前でパレットを引っ張り、Bが後ろから押して荷台後部まで運んできたが、荷が渡り板に乗ったところで傾斜が急なため、転がりだそうとした。このため、AとBが転がりださないように支えながら、ホーム上に卸そうとしたが、Aが足を滑らして転倒したものである。
- 4 災害発生原因
 - (1) ホームの高さが大型トラック用でないため渡り板が急坂のまま作業した。
 - (2) ロールボックスパレットを引く姿勢が悪かった。
 - (3) 保護帽を着用していなかった。
- 5 再発防止対策
 - (1) ホームの高さを大型車用に改善するか、渡り板の長さを長くして、スロープを緩やかにする。
 - (2) ロールボックスパレットを動かすときは、必ず押すこと。この作業でも、2人が荷台の中から押し、傾斜では加速がつかないように、2人で支えるように作業する。
 - (3) 作業手順書を作成し、正しい作業方法を定め、関係者に徹底する。
 - (4) 保護帽を着用させる。



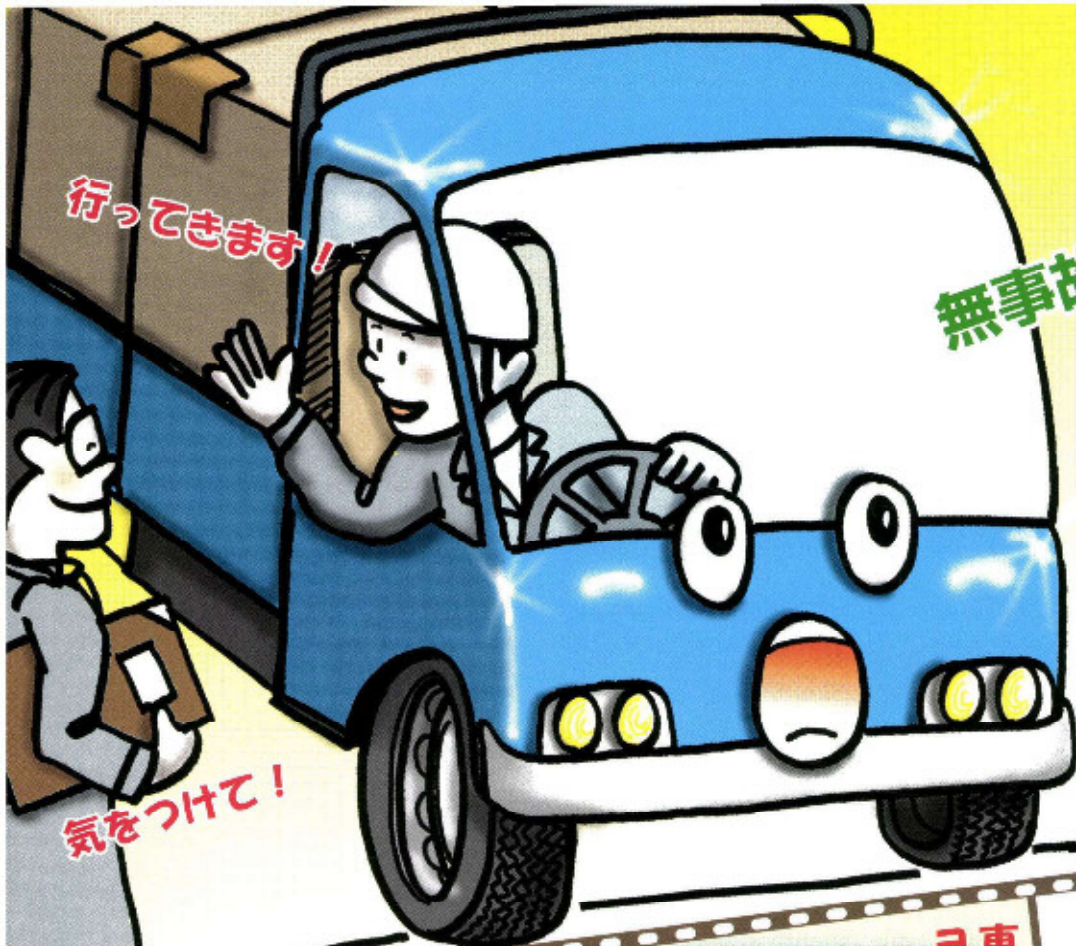
（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より）

交通労働災害を
防止しよう！

無事故でGO!

行ってきます！

気をつけて！



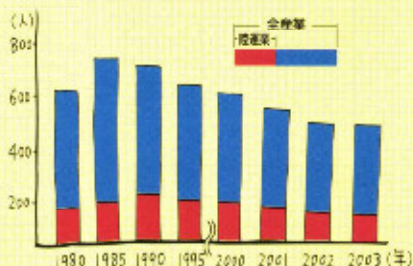
無事故の決意

「今から」

「ここから」

「自分から」

交通労働災害死者数の推移



交通労働災害防止のためのガイドライン

<平成6年2月 厚生労働省労働基準局長通達>

事業者は積極的にこれを推進し、運転者（労働者）は事業者による措置に協力して、交通労働災害の防止に努

A 交通労働災害防止のための管理体制等の確立

1 管理体制の確立

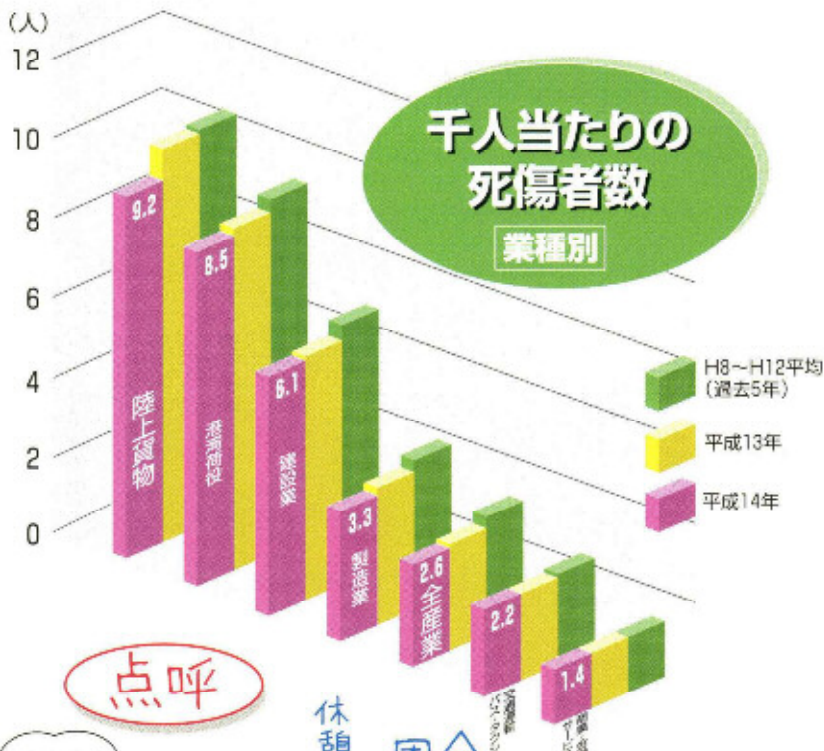
- 1 “基本的事項を示す”ため、“規程”を作りこれを“周知”する。
●管理体制 / ●管理者の職務 / ●運転者の遵守事項 / ●教育・訓練の内容等
- 2 交通労働災害防止担当管理者を選任し、必要な職務権限を与え、更に必要であれば補助者も選任する。
職務: ●交通労働災害防止推進計画の作成 / ●走行管理 / ●教育等の実施及び意識の高揚
- 3 安全委員会（安衛法17,18条）等で交通労働災害防止に関する事項を調査審議する。
交通労働災害防止担当管理者をこの安全委員会等の委員に指名する。
- 4 管理組織は、一般の労働安全衛生管理の中で交通労働災害防止に関する指導が出来るような体制とすることが望ましい。

2 計画

安全委員会等における調査審議の上、以下を定める交通労働災害防止計画（上記 1・2）を作成する。

- 過去の発生状況を考慮した具体的な目標 / ●基本的実施事項 / ●重点実施事項 / ●実施時期、或いはその期間 / ●実施責任者と実施者

なお、これらの計画については $P_{計画} \rightarrow D_{実施} \rightarrow C_{評価} \rightarrow A_{改善}$ のサイクルを効果的に継続させる。



C 教育及び運転者認定制度等

1 教育等

- 1 交通労働災害防止担当管理者への教育
- 2 自動車運転業務従事者安全衛生教育：雇入れ／運転者
- 3 日常の教育：5Sも含め、交通法規・点検・道路情報への関心と
- 4 交通危険予知訓練：実行、KYT資料の収集（イラスト、写真）
- 5 安全運転指導員制度及び安全運転実技訓練：添乗指
- 6 交通労働災害防止講習会：運転者の知識向上

2 運転者認定制度等：各事業場の実情に合わせた基

- 1 運転者認定制度
- 2 運転適性検査：弱点の自覚と効果的なフォロー。

D 健康管理

1 健康診断

- 1 健康診断の実施：安衛法66条／保健指導
- 2 健康診断の結果に基づく措置：運転業務への適否／

2 心身両面にわたる健康の保持増進：継続

3 運転時の疲労回復：疲労による災害を防止 ストレッチング・体操等

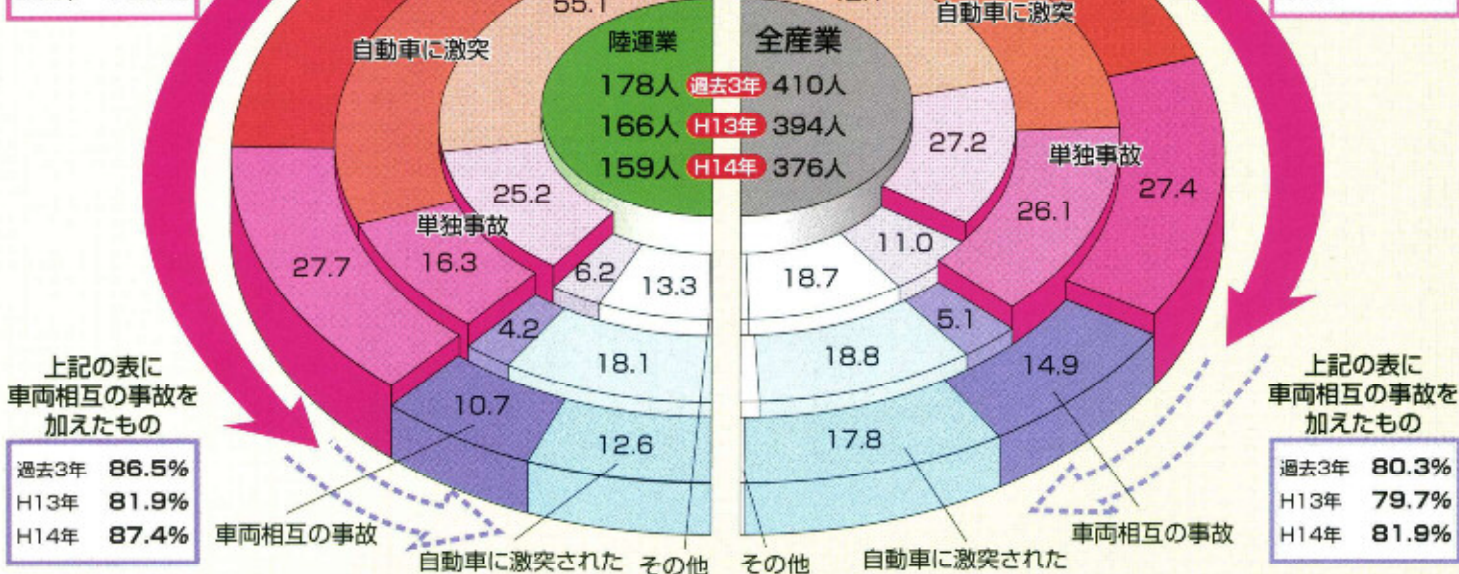
自動車運転業務中における事故の種類別労働災害死亡者の割合

自ら激突したもの

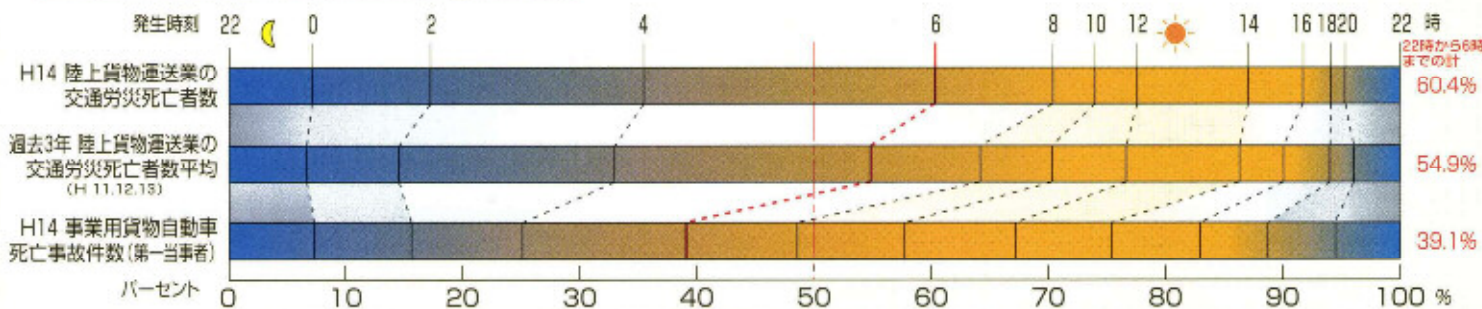
過去3年	80.3%
H13年	77.7%
H14年	76.7%

自ら激突したもの

過去3年	69.3%
H13年	74.6%
H14年	67.0%



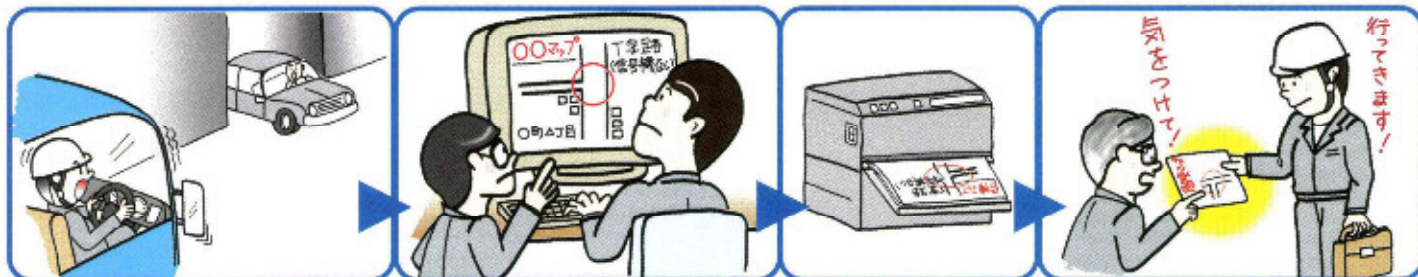
時刻別交通労働災害死亡事故発生率



陸運業では22時～6時の8時間(1/3日)で、全体の60%を占めている……夜間の比率が高い!

交通安全運転マップ

陸災防では、交通労働災害の防止に役立てるため、全国のプロドライバーから運転中に危険を感じた約3,900箇所を地図上へポイントし、その情報を収録した「交通安全運転マップ」を作成致しました。



仲間で情報を出し合い、自分達の「交通安全運転マップ」を作って、自分と仲間の安全運転に役立てよう!

主な機能

ルート探索

出発地と目的地(経由地も可)の指定により走行ルートを表示し、その距離やルート上にあるポイントとその情報を抽出する。

地図

市販のものと同様の地図がベースとなっているため、地図としても十分な利用価値がある。

条件検索

収録された情報を各種条件で検索ができる。

印刷機能

ルート探索や条件検索の情報を印刷できる。また任意のスケールで地図が印刷できる。運行計画や指示書の添付資料として活用できる。

データの追加登録が容易

各社独自の道路情報や他のデータを追加登録することによりオリジナルマップとして活用できる。

目的

事業場における交通労働災害の防止を図ること。

(道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車の交通事故による労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間の管理及び走行管理、運転者に対する教育、健康管理並びに交通労働災害防止に対する意識の高揚、等々の積極的な推進)

具体的には、以下のA～Eの5つの柱で構成されています。

B 適正な労働時間の管理及び走行管理

1 適正な労働時間の管理：運転者の疲労による交通労働災害の防止が目的

拘束時間：1日当たり 原則13時間 最大16時間 (トラック・バス・タクシー等共通)

タクシー等の隔日勤務では2暦日で21時間

トラック・バス等では15時間超は2回/週 以下

トラック等では1ヶ月293時間(労使協定で、1年のうち6ヶ月までは1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で320時間まで延長可)

バス等では、4週間平均で1週当たり65時間(労使協定による特例有り)

タクシー等では、1ヶ月299時間(日勤)、262時間(隔日勤務)(同上・特例有り)

休息期間：勤務終了後に継続8時間以上(タクシー等の隔日勤務では勤務終了後20時間以上)

運転時間：トラック等 2日平均→9時間/日、2週平均→44時間/週 以内

バス等 2日平均→9時間/日、4週平均→40時間/週 以内

連続運転時間：4時間以内(トラック及びバス等)

(1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱がない場合)

2 適正な走行管理

- 1 走行計画の策定：経路の調査(所要時間/交通規制/休憩・点検等の場所/気象 他) 無理なく適正な計画を立てて指示。
- 2 走行管理:乗務記録等：運転日報等の記録による乗務実態の把握と、必要な改善。
- 3 送迎の際の安全運行のための指示事項：従業員送迎運転者を適格者から指名、必要に応じ誘導者も指名すること。また就業前後の運転では運転者の疲労による災害防止にも留意。
- 4 自動車の点検：走行前、走行途中、走行後の点検を確実に。
- 5 点呼等：走行前の点呼等により、服装・履き物の確認と、体調のすぐれない者には走行禁止等、必要な措置。
- 6 異常気象等の際の措置：情報の収集に気を配り、必要な情報を必要なときに伝え、指示すること。またその連絡手段を確立。
- 7 荷の適正な積載：(安衛則151条の10と66にも規定されている。)
- 8 自動車に装備する安全装置等：ABS,エアバッグ等の安全装置装着が望ましい。
- 9 応急用器具等：輪止め、ジャッキ他の工具、スペアタイヤ、予備電球、ヒューズ、消化器、救急用品等最低限必要なものは明確に決めておき、常に員数をチェック。

E 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

1 交通労働災害防止に対する意識の高揚

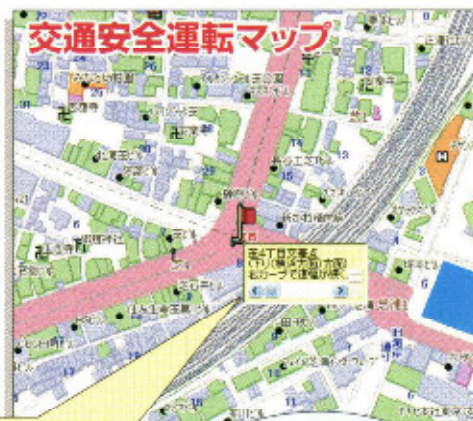
：ポスター・標語の掲載、優良表彰等。

2 交通危険マップの作成

：仲間のヒヤリハット情報に基づいて仲間みんなで作成。

3 一般の労働者に対する交通労働災害防止

：運転者だけに限らず
全員の参加/協力も重要。



国道15号線(第一京浜)

下り方面

右カーブで道路が狭く、スピードが出ていると他の車線へ飛び出し、車両と接触事故を起こす。

道路情報：

交差点/右カーブ/道路幅/車線

道路状況：

速度出やすい区間

安全走行ポイント：

徐行/周辺車両動向に注意

めること。



なる時/車種変更時等

知

専/専門機関による訓練

法を定め、認定する。

診・治療の指導

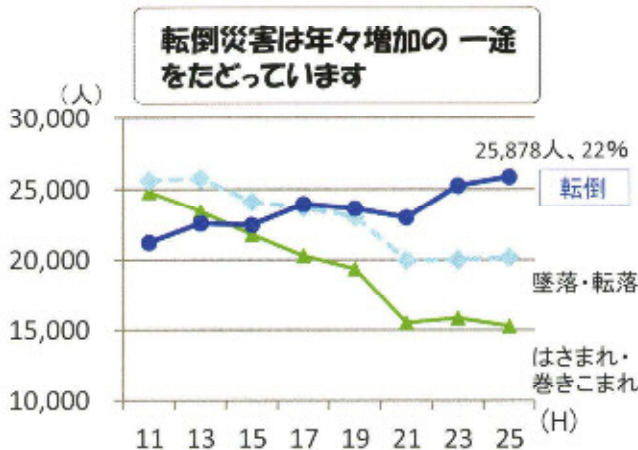
的かつ計画的に。

るため、

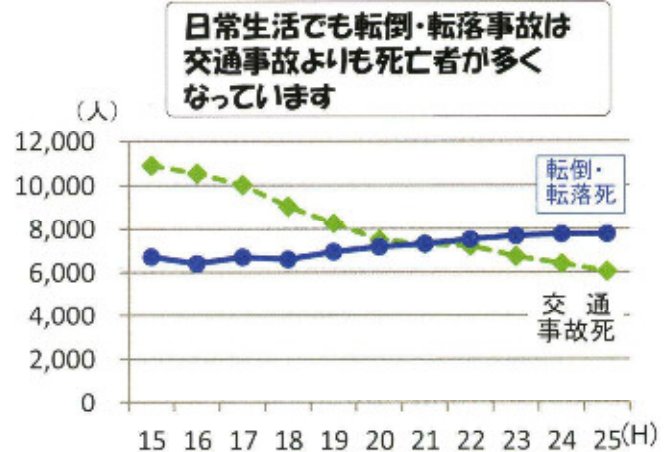
指導

職場での転倒事故を減らしましょう！

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。



出典：厚生労働省 労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」



出典：厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

業種	災害の発生状況	業種	災害の発生状況
金属製品製造業	<p>工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。</p>	飲食店	<p>空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。</p>
ケガの程度		ケガの程度	
休業10日間		休業2カ月	
対策のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 足元に落ちた材料などは、速やかに片付けることを徹底する □ 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路に物を放置しない □ 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった行動を心がける 	対策のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする □ 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する □ 危険箇所には表示して注意を促す □ 階段の昇降はゆっくりを心がける
食品製造業	<p>厨房で揚げ物をバックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。</p>	小売業	<p>バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。</p>
ケガの程度		ケガの程度	
休業10日間		休業1カ月半	
対策のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く □ 滑りにくい靴底の履物を着用する 	対策のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 通路に物を置かない、整理・整頓をする □ 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する □ 危険箇所には表示して注意を促す

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている



[主な原因]

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- 歩行場所に物を放置しない
- 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- 時間に余裕を持って行動
- 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- 作業に適した靴の着用
- 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



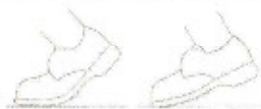
[コラム] 正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

STOP！転倒災害プロジェクト2015

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施しています。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【プロジェクト実施期間】

平成27年1月20日から12月31日まで

プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。



(資料出所：中央労働災害防止協会)

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	時間に追われて、あわてて作業を行って いませんか	<input type="checkbox"/>
5	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
6	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
7	作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの ものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
8	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
9	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、荷主・配送先・元請事業者の皆様も、このガイドラインを指針とし、陸運事業労働者の労災防止に必要な事項の実施に協力する必要があります。



労働災害防止のポイント

安全管理体制について

○荷役作業の担当者を指名してください

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名してください。この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせてください。

○陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。

安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業場所の巡視等を行ってください。

荷役作業における労働災害防止の基本対策

○荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください

○余裕を持った着時刻の設定をしてください

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）をしてください。

○荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持してください。

墜落・転落防止対策

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットフォーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、見やすい場所に掲示してください
- 通路の死角部分へミラー等を設置してください
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分してください

クレーン等による労働災害の防止対策

- 移動式クレーンの設置場所に注意してください
陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知してください。移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくほか、転倒防止のための敷鉄板を準備してください。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- 移動経路の整理整頓をお願いします
荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓してください。
- 床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください
ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください。

転倒、腰痛、その他による労働災害防止対策

- 荷役作業場所の整理整頓を心がけてください。
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等に取り組んでください。
- 台車等を用意してください。荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなります。
- できるだけ機械・道具を使った荷役作業にしてください。
- 荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮してください。
- 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させてください。
- パレットの損壊による崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するため、パレットの破損状況を確認してください。

安全衛生教育

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定してください。

【改善基準告示について】

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。

改善基準告示では、

- ・トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）
- ・拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本

等とされています。

陸運事業者がこれらの基準を守れるよう、余裕をもった着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

○荷役機械等に関する安全衛生教育を行ってください

荷主等の労働者が運転するフォークリフト等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフト等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行ってください。

陸運事業者との連絡・調整

○陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください

運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要です。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

○配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっています。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知してください。

トラック運送事業者と荷主企業の皆さま双方の

コンプライアンスと 安全輸送の確保に向けて



守るべきルール！！

**改善基準告示の遵守に
ご協力下さい！**

厚生労働省受託事業

トラック運転者における長時間労働抑制・
改善基準遵守のための環境整備検討委員会

「改善基準告示」をご存知ですか？



「改善基準告示」(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)は、自動車運転者の労働時間等の労働条件を改善するために、労働大臣が告示した“ルール”です(1989年2月告示。現在の基準は1997年4月1日から適用)。

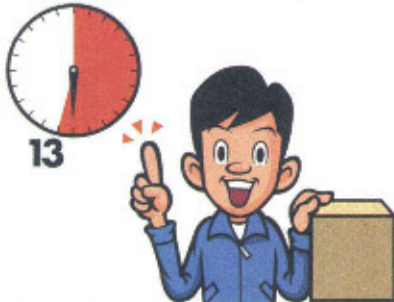
「休息期間」「休日労働」などの基準を定めたものであり、トラック輸送では、これを遵守した労務管理、運行管理を行わなくてはなりません。

その内容は、トラックドライバーの「拘束時間」「運転時間」

以下が、改善基準告示の主な内容です。荷主企業の皆さまにおいても、ぜひご理解下さい！

1日の拘束時間

基本は13時間以内



1日の最大拘束時間

16時間以内



月の拘束時間

293時間以内

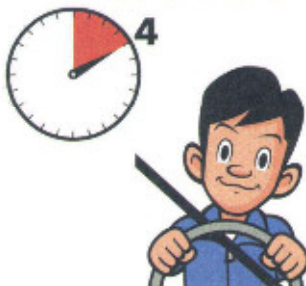


「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間です。

1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。ただし、15時間を超える拘束時間は、1週につき2回が限度です。月の拘束時間は、原則293時間までとされています。

連続運転時間

4時間以内



4時間以内(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)です。

1日の運転時間

9時間以内



1日の運転時間は9時間までとされています。なお、この9時間というのは2日間の平均のみです。

1週の運転時間

44時間以内



1週の運転時間は44時間までとされています。なお、この44時間というのは2週間の平均のみです。

休息期間

8時間以上



「休息期間」とは、勤務と次の勤務までの間の時間で、睡眠時間を含めて全く自由な時間をいいます。休息期間は勤務終了後、継続8時間以上が必要です。

休日労働

2週間に1回以内



休日労働は、2週間に1回の頻度でしかできません。

このルールは
守らなくては
いけません！



トラック運送事業者と荷主企業の 協力による改善例



改善基準告示の遵守に向けて、トラック運送事業者と荷主企業の皆さまの協力によって現場が改善されたケースをご紹介します。
荷主企業の皆さまにもメリットが生じています！

ケース1

●改善内容

運送事業者A社では、木材の製造・加工を行う荷主企業B社の自家輸送部分を受託し、その際、複数箇所卸しの輸送について、荷主企業B社の協力で集約化を図り、改善基準告示の遵守に成功しました。

●トラック事業者のメリット

貨物の集約化により改善基準告示を遵守した運行に改善できました。

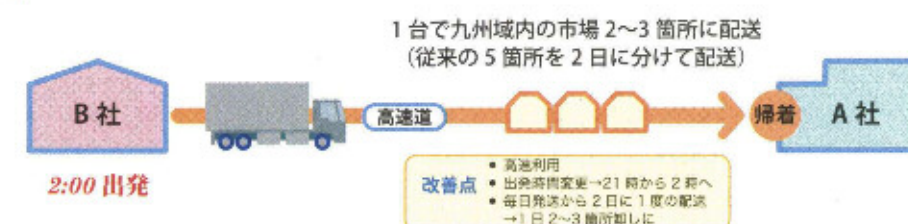
●荷主企業のメリット

運送事業者A社への委託と貨物の集約化により、安全輸送のみならずコスト削減にもつながりました。

Before



After



ケース2

●改善内容

運送事業者E社では、大手飲料メーカーの物流子会社F社の協力を得て「配送先の納品時間に合わせた出発時間への変更」と「夕積みから朝積みへの変更」の改善を行い、拘束時間の圧縮に成功しました。

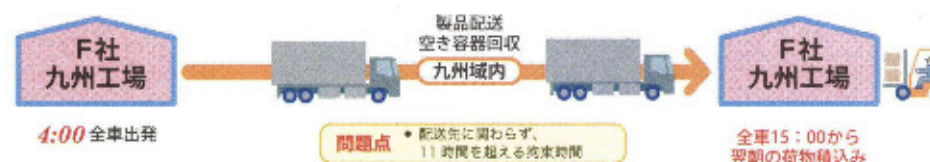
●トラック事業者のメリット

不必要に生じていた待ち時間が改善でき、拘束時間の圧縮に成功しました。

●荷主企業のメリット

コンプライアンスの徹底と品質・コストの向上を実現できました。

Before



After



「改善基準告示」の遵守に向けた ご協力のお願い

我が国の物流の太宗を担っている「トラック輸送」の現場では、従来から、トラックドライバーの労働時間等を規制した「改善基準告示」(※) というルールを守らなければなりません。しかし、トラックドライバーは依然として長時間労働の実態にあり、改善基準告示の違反が生じ、安全輸送に支障をきたしているケースが見受けられます。

トラック輸送の労務管理や運行管理は、トラック運送事業者の基本的な責務ですが、トラック輸送の現場では、急な輸送条件の変更や、荷物の積卸しの際に生じる長い待ち時間のためこのルールが守れないケースも生じております。

長時間労働の改善による安全輸送に向けた取り組みは、荷待ち時間等の減少による物流の効率化、アイドリング時間の減少による環境対策、交通事故の減少による輸送品質の保全、荷主企業のお客さまからの信頼性の向上など、荷主企業の皆さまにとってもメリットにつながるものと考えられます。

トラック運送業界全体のモラル向上とともに、トラック運送事業者と荷主企業の皆さま双方のコンプライアンスと安全輸送の確保に向けたパートナーシップを築いていくために、トラック輸送の現場での荷主企業の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※「改善基準告示」の概要については、別のページをご参照下さい。



現場の改善に向け 荷主企業の皆さまもご配慮下さい



改善基準告示を遵守し、コンプライアンスと安全輸送の提供に向けての現場の改善に対して荷主企業の皆さまには、次のような内容についてご配慮・ご協力をお願いします。

お願い
1

時間設定等に無理のない 計画的な発注をお願いします。

トラックドライバーの運転時間や拘束時間等改善基準告示の遵守を考慮した安全な運行計画が立てられるように、出発時間や到着時間など無理のない発注をお願いします。

また、急な発注条件の変更は、改善基準告示を遵守できないケースがありますので、ご配慮下さい。



お願い
2

積み込みや荷卸しの際の 待ち時間が生じないように お願いします。

現場での積み込みや荷卸しの際に生じる待ち時間は、拘束時間に含まれます。長時間労働の大きな要因になっていますので、短時間で荷物の積み卸しができるように、ご協力をお願いします。



お願い
3

運送事業者からの現場改善の 提案に耳を傾けて下さい。

物流の“プロ”であるトラック運送事業者から、コンプライアンスと安全輸送の提供に向けた『現場改善の提案』について、ぜひ耳を傾けていただき、改善に向けたご協力をお願いします。





トラック運転者における長時間労働抑制・
改善基準遵守のための環境整備検討委員会

事務局：株式会社日通総合研究所 経済研究部
〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3 電話03(6251)6442

参加事業場募集中

平成27年度『京都ゼロ災3か月運動』（第31回）

—— 安全・健康・快適職場をめざして ——



主唱者 京 都 労 働 局
京都府下各労働基準監督署

主催者 京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会

職場における「トップの安全衛生に関する宣言」と 「危険ゼロ」の取組による 「災害ゼロ」の達成と「健康確保」を目標とする 「ゼロ災3か月運動」に参加しよう！

京都府内における平成26年の労働災害による死亡者数は18人と、昨年の16人から増加した。また、休業4日以上之死傷者数は2,325人（対前年比163人、6.6%減：推計値）となったものの、一度に3人以上が被災する重大災害は8件（昨年は4件）と倍増している。

また、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は平成26年は50.9%と依然50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移している。

このような状況の中、「第12次労働災害防止対策推進計画（平成25年度～平成29年度の5年間）」の労働災害減少目標等の達成に向けて、すべての参加事業場のゼロ災の達成と労働者の健康が確保できるよう、平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」を、京都府内全域において積極的に展開することとする。

- 運動期間 平成27年7月1日(水)～9月30日(水)の3か月間
- 参加申込期間 平成27年6月1日(月)～6月19日(金)
- 参加費 無 料
- 参加資格 京都府内の事業場（事務所、工場、支店、営業所等）
（建設業での請負金額1億9,000万円以上の工事は、現場単位で参加できます。）
- 達成証の交付 運動期間中、無災害を達成した参加事業場には、達成証が交付されます。
この運動での「無災害」とは、労働災害がない場合又は不休の労働災害（障害が残るものを除きます。）のみをいいます。なお、労働災害の中には通勤災害は含みません。
- 参加申込方法 「参加申込書」(様式第2号)に必要な事項をご記入の上、主催者(裏面)団体のうちのいずれかの1団体(京都労働基準協会各支部あて)に郵送又はFAXにてお申込みください。
- 結果報告 参加事業場は、運動期間終了後、結果を「結果報告書」(様式第3号)により平成27年10月16日(金)までに参加申込みを行った主催者の団体に郵送又はFAXにてご報告ください。

平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」参加申込書

当事業場は、平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に実施される
平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」に参加いたします。

平成27年6月 日

(〃 -)

事業場の所在地 _____

事業場の名称
(建設業の場合は現場名) _____

平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

事業場の従業員数	男 名、女 名、合計 名
業種(該当に○印)	1 製造業 2 建設業 3 運輸業 4 商業 5 その他
事業場の担当者 職 氏 名 (連絡先)	職 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____
①必須事項 「安全衛生に関する宣言」の実施 (要綱別紙参照)	イ、宣言者役職 _____ ロ、宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内放送 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他 ハ、実施予定日 平成27年 月 日 ニ、対象者 ・全員 ・特定の役職者 ・その他
②選択項目 実施予定の事項に ○印を付けて下さい。	イ、安全衛生パトロールの実施 ロ、機械設備安全衛生対策の実施 ハ、作業方法等・保護具等の改善の実施 ニ、健康の確保増進に係る事項 (具体的取組事項) ホ、安全教育の実施 ヘ、衛生教育の実施 ト、ポスターの掲示、シールの活用による安全意識の高揚 チ、その他 ()

(注) この参加申込書は、平成27年6月1日から6月19日までの間に本運動の主催者団体のうちのいずれか1団体
(京都労働基準協会各支部) へてに郵送又はファックスにて送付願います。

平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」用品申込書

用 品	単 価	数 量	金 額
①ゼロ災ステッカー	100円	シート	円
②ゼロ災シール	150円	シート	円
③ゼロ災ポスター	180円	枚	円
合 計	金 額		円

(注) 上の用品を申込まれる場合は、6月19日までに参加申込と併せて送付願います。

「ゼロ災京都」シール申込書

「ゼロ災京都」シールは、第12次労働災害防止計画の期間(平成29年度まで)使用します。

	単 価	数 量	金 額
ゼロ災京都シール	200円	シート	円

平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」結果報告書

平成27年10月 日

当事業場で実施した標記の運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

記

平成27年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

(〇)

事業場の所在地 _____

事業場の名称
(建設業の場合は現場名) _____

担当者職氏名 _____

TEL _____

- (注) 1 この結果報告書は、平成27年10月1日から10月16日までの間に参加申込を行った団体に送付(郵送又はファックス)願います。
- 2 ①の必須項目の実施、労働災害がない場合又は不休の労働災害(障害が残るものを除きます)のみの場合は、「ゼロ災3か月運動達成之証」が交付されます。なお、労働災害には通勤災害は含みません。

記

事業場の従業員数	男	名、女	名、合計	名
業種(該当に○印)	1 製造業	2 建設業	3 運輸業	4 商業 5 その他
運 動 期 間	平成27年7月1日～平成27年9月30日			
①必須事項 「安全衛生に関する宣言」の実施	イ、宣言者役職 ロ、宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内放送 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他 ハ、実施日 平成26年 月 日 ニ、対象者 ・全員 ・特定の役職者 ・その他			
②選択項目 実施予定の事項に○印をつけて下さい	イ、安全衛生パトロールの実施 ロ、機械設備安全衛生対策の実施 ハ、作業方法等・保護具等の改善の実施 ニ、健康の確保増進に係る事項 (具体的取組事項)) ホ、安全教育の実施 ヘ、衛生教育の実施 ト、ポスターの掲示、シールの活用による安全意識の高揚 チ、その他 ()			
運 動 期 間 中 の 労 働 災 害 発 生 状 況	死 亡	休業災害	不休災害 (内障害が残るもの)	合 計
			()	
ゼロ災達成事業場	京都労働局のホームページに達成事業場名を公表			可 ・ 否

■参加事業場の実施事項

参加事業場は、次の事項を参考にして労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場の危険ゼロを目指した取組を積極的に実施し、災害ゼロを目指してください。

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ①安全衛生管理体制の整備 | ⑦安全衛生教育の実施 |
| ②年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施 | ⑧メンタルヘルスケアの取組み |
| ③リスクアセスメントの実施 | ⑨過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施 |
| ④機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり | ⑩労働災害防止の啓発等の行事 |
| ⑤転倒災害防止の取組み | ⑪交通労働災害の防止 |
| ⑥作業方法・作業姿勢等の見直し | ⑫家庭での安全対策の実施についての啓発等 |

■シンボルマークのご案内

本運動のシンボルマークをご利用ください。お申込みは、主催者の団体に「用品申込書」(様式第2号の下段)により申し込んでください。

- ①ゼロ災ステッカー (有料: 1シート(マークが10ヶ) 100円)
(シンボルマークを使用・直径5cm)
- ②ゼロ災シール (有料: 1シート(マークが30ヶ) 150円)
(シンボルマークを使用・直径1.5cm名刺・給料袋等に貼付できます。)
- ③ゼロ災ポスター (有料: 1枚 180円)

シンボルマーク



■「ゼロ災京都」シールのご案内

「ゼロ災京都」シールは、第12次労働災害防止計画の期間(平成29年度まで)を使用します。

有料: 1シート200円(1シートでシール12枚です。)

ゼロ災京都シール



〈主催者〉(京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会)

団体の名称	〒	所在地	TEL	FAX
(公社) 京都労働基準協会	616-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-321-2731	075-312-6935
京都上支部	604-8452	京都市中京区西ノ京伯楽町11-6	075-463-2735	075-463-2739
京都下支部	616-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-321-2825	075-321-2826
京都南支部	612-0043	京都市伏見区本材木町668-3	075-611-8286	075-611-8400
福知山支部	620-0354	福知山市末広町2丁目9	0773-23-8275	0773-23-0009
舞鶴支部	624-0913	舞鶴市字上安久小字安久谷原381-2	0773-75-4731	0773-75-4777
丹後支部	627-0012	京丹後市峰山町杉谷868	0772-62-5495	0772-62-5509
園部支部	622-0003	南丹市園部町新町49-1	0771-62-3220	0771-62-4045
建設業労働災害防止協会京都府支部	604-0302	京都市中京区押小路通須賀馬場東入	075-231-6587	075-251-0058
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部	604-8417	京都市中京区西ノ京内堀町41-3	075-802-2991	075-811-2593
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日本海支団 山陰支部 舞鶴港分会	624-0361	舞鶴市松陰18-7	0773-75-5371	0773-75-5681
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会	629-2261	宮津市須津413	0772-46-1155	0772-46-1166
(一社) 日本ボイラ協会京滋支部	604-8261	京都市中京区御池通油小路東入	075-255-2358	075-255-2924
(一社) 日本クレーン協会京都支部	600-8107	京都市下京区五条通空町西入	075-344-5556	075-344-3367
(公社) 建設荷役車両安全技術協会京都支部	616-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-314-0080	075-314-8398
(一社) 京都府溶接協会	616-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-322-8401	075-322-8402
京都府採石公災害防止連絡協議会	604-6382	京都市中京区西ノ京北聖町68-1	075-821-2267	075-821-9301
京都府建築工業協同組合	602-8139	京都市上京区藤屋町通下立売下丸屋町261-3	075-802-1281	075-812-3625

〈協力団体〉

(公社) 日本作業環境測定協会京滋支部
 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部
 京都THP推進協議会 京都衛生管理者会
 京都産業保健総合支援センター

〈後援〉

京都府、京都市、京都経営者協会、京都商工会議所
 京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会
 (一社) 京都府医師会

転倒災害防止対策の事例収集のお願い

京都労働局では、各社で取り組まれている転倒災害防止対策の具体的な事例についてホームページに掲載する等により周知を行い、管内の転倒災害防止対策の推進を図ることとしています。

つきましては、貴事業場で実施されている、具体的な転倒災害防止のための取組の事例について、下記の京都労働基準協会各支部に情報をご提供くださいますようお願いいたします。

なお、ご提供いただいた写真等は事業場名を伏して京都労働局のホームページに掲載する等により活用させていただきますので、ご了承ください。

STOP! 転倒災害プロジェクト2015 ～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

- ・ 平成27年 月 日
- ・ 事業場名 ()
- ・ 担当者氏名及び連絡先 (TEL)

業種	規模	1	2	対策にかかった経費	円
		10人未満	10～49人		
		3	4		
		50人～99人	100～299人		
		300人以上			
転倒災害防止対策の内容（写真・イラスト等）		※スペースが小さい場合は別紙で添付願います。			
対策に取り組んだ理由					
対策の効果					

情報提供の報告用紙は、京都労働局のホームページからダウンロードしてご使用ください。

情報提供先

京都労働基準協会京都上支部
京都下支部
京都南支部
福知山支部
舞鶴支部
丹後支部
園部支部

kyokamikyo-1@fine.ocn.ne.jp
shino-jimu@kyoukiren.or.jp
minami-3@leto.eonet.ne.jp
fukuchiyamarouki@tune.ocn.ne.jp
maiduru-rcukikyokai@nike.eonet.ne.jp
tango-roukikyoku@iaa.itkeeper.ne.jp
sonoberk@tnt.ne.jp

事業場トップによる安全衛生宣言

事例1

我が社において、昨年〇〇件の労働災害が発生しました。

「人命尊重」を基本として取り組んできましたが、このような結果となったことを非常に残念に思い、ここに深く反省する次第であります。

そもそも、労働災害はあってはならないものであることを従業員一同深く認識していく必要があると思っています。

元気に出社してこられた皆様に、仕事が終われば元気な姿でご家族の待つ家庭に帰ってもらうことが私の大切な任務と思っています。

そのために、我が社は本日、ゼロ災3ヶ月運動のスタート宣言をすることとし、これを契機として従業員の皆様と一体となり、次のことに取り組んでいきます。

- 1 安全と健康確保は、良好なコミュニケーションのもとに実現されるとの認識に立ち、従業員との協議を尊重します。
- 2 労働安全衛生法令を遵守するとともに、必要な自主基準を設け、管理レベルの向上を図ります。
- 3 生き生きと快適に働ける職場を形成します。

〇〇年 〇月 〇日

〇〇会社〇〇工場 工場長〇〇

事例2

〇〇は経営理念に基づき、

「安全はすべてに優先する」の認識の下、

経営に関する企業の社会的責任を果たし、

品質の向上を目指すため、全従業員一丸となって

安全活動を推進する。

安全方針

安全宣言に基づき次の方針を定め、安全活動を推進する。

- 1 7月1日を我が社の「安全の日」と定め、安全大会を実施し、全従業員の安全意識の高揚と無災害活動の推進を図る。
- 2 関係法令と社内規程・基準を遵守し、従業員の安全を確保する。
- 3 従業員の健康確保・増進を図るため、健康指導・運動指導・栄養指導等により実年齢の2歳若返り運動を展開する。



平成27年度

京都安全衛生大会のご案内

事業場における自主的安全衛生活動を促進し、安全衛生水準の向上を図り、労働者の安全と健康を目的として「京都安全衛生大会」を開催いたします。

事業者の方々はもちろん、安全管理者、衛生管理者、第一線でご活躍の皆様方のご参加をお待ちいたしております。

- ◆日時 平成27年7月1日(水) 開場12時15分
開会13時15分
閉会16時45分

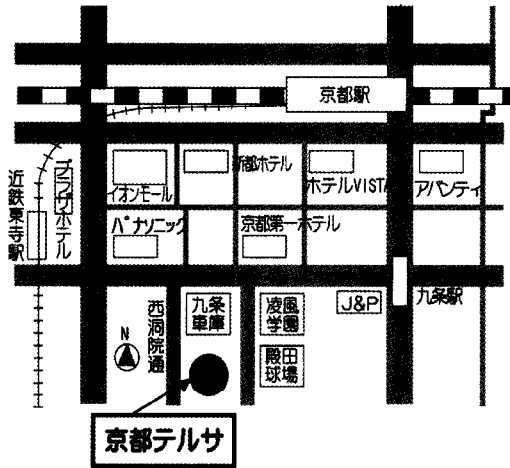
- ◆場所 京都テルサ テルサホール
京都市南区東九条殿田町70 京都府民総合交流プラザ内
(裏面を参照してください)

- ◆大会
 - ・安全衛生表彰
 - ・事例発表 (株)堀場製作所
総務部安全衛生チーム チームリーダー 上村 芳加 氏
 - ・基調講演 ー安全衛生行政の課題と対策ー
京都労働局 健康安全課長 前田 瑞恵 氏
 - ・特別講演 和食文化と健康な食生活
山ばな平八茶屋 代表取締役社長 園部 晋吾 氏

主 唱	主 催
京 都 労 働 局	京 都 府 下 各 労 働 基 準 監 督 署
(公 社) 京 都 労 働 基 準 協 会 建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 京 都 府 支 部 陸 上 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 京 都 府 支 部 港 湾 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 舞 鶴 港 分 会 (一 社) 日 本 ク レ ー ン 協 会 京 都 支 部 (一 社) 京 都 府 溶 接 協 会 京 都 府 建 築 工 業 協 同 組 合 京 都 産 業 保 健 総 合 支 援 セ ン タ ー	(公 社) 京 都 労 働 基 準 協 会 各 支 部 林 業 ・ 木 材 製 造 業 労 働 災 害 防 止 協 会 京 都 府 支 部 (一 社) 日 本 ボ イ ラ 協 会 京 滋 支 部 港 湾 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 宮 津 港 分 会 (公 社) 建 設 荷 役 車 両 安 全 技 術 協 会 京 都 支 部 京 都 府 採 石 公 災 害 防 止 連 絡 協 議 会 京 都 衛 生 管 理 者 会 会 京 都 T H P 推 進 協 議 会
後 援	協 力 団 体
京 都 府 (一 社) 京 都 府 歯 科 医 師 会 京 都 府 中 小 企 業 団 体 中 央 会 N H K 京 都 放 送 局 K B S 京 都	京 都 市 京 都 府 社 会 保 険 労 務 士 会 京 都 商 工 会 議 所 京 都 新 聞 社 中 央 労 働 災 害 防 止 協 会
	(一 社) 京 都 府 医 師 会 京 都 経 営 者 協 会 京 都 府 商 工 会 連 合 会 京 都 新 聞 C O M

(公 社) 日 本 作 業 環 境 測 定 協 会 京 滋 支 部

(一 社) 日 本 労 働 安 全 衛 生 コ ン サ ル タ ン ト 会 京 都 支 部



- JR京都駅(八条口西口)より南へ徒歩約10分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- 地下鉄九条駅より4番出口より西へ徒歩約5分
- 市バス九条車庫南へすぐ
- 名神京都南インターより国道1号北行き市内方面へ九条通を東へ、九条新町交差点を南へ、進入路あり

お問い合わせ

当大会に関するお問い合わせは、(公社)京都労働基準協会 TEL 075-321-2731 まで。

参加申込み

下記の参加申込書を6月19日(金)までに所轄の労働基準監督署へFAXでお送り下さい。

【申込先】

京都上労働基準監督署 FAX 075-464-0335	京都下労働基準監督署 FAX 075-254-3210	京都南労働基準監督署 FAX 075-601-8325	福知山労働基準監督署 FAX 0773-22-2187
舞鶴労働基準監督署 FAX 0773-75-0686	丹後労働基準監督署 FAX 0772-62-2932	園部労働基準監督署 FAX 0771-62-4101	

キリトリ

大会当日用

平成27年度 京都安全衛生大会 参加票

※大会当日、氏名等記入の上、会場受付へ参加者1名につき1枚提出してください。
なお、複数参加の場合は、コピーをお願いします。

事業場名		
所在地		
参加者職・氏名	役職名	氏名

キリトリ

FAX用

平成27年度 京都安全衛生大会 参加票

※事業場毎に参加人数を取りまとめ、申込下さい。申込方法は、上枠に記載の事業場を管轄する労働基準監督署宛に、6月19日(金)までにFAXをお願いします。

() 労働基準監督署長 殿 平成27年 月 日

事業場名				TEL
所在地				FAX
参加者人数	名	送信者 部署・氏名	部署	氏名